

社会福祉法人川崎いのちの電話運営育成費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の福祉の向上と推進を図るため、社会福祉法人川崎いのちの電話(以下「法人」という。)が行う事業が適切かつ円滑に運営されるよう、本市が法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費は、4月1日から翌年3月31日までに相談室の管理運営的経費及び相談員の育成に係る経費とし、予算の範囲内で補助するものとする。

(交付の申請)

第3条 この補助金の交付申請は、補助金交付申請書に次の書類を添えて市長に提出して行うものとする。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請を受理し適当と認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、その旨を通知し、補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定において、法人による補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等(以下「工事の発注等」という。)に関し、川崎市市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規

則第7号)第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)の受注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ法人が補助事業等に係る工事の発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、川崎市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の川崎市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

イ その他市長が必要と認めるとき。

- (2) その他市長が必要と認める条件

(報告)

第5条 この補助金の実績報告は、次の書類を添えて該当年度終了後60日以内に市長に対して報告するものとする。

(1) 事業報告書及び収支決算書

(2) 発注実績報告書(第1号様式)

(3) 入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第2号様式)

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項第2号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第4条の規定により川崎市内中小企業者による入札、又は2者以上の川崎市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 法人は、川崎市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、川崎市内中小

企業者であることの誓約書(第3号様式)を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が川崎市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該法人に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

- 4 本条第1項第3号に定める入札(見積り)が行えないことに係る理由書については、第4条ただし書の規定により、川崎市内中小企業者による入札又は2者以上の川崎市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、法人が次のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第4条若しくは第5条の規定に違反したとき。
- (4) その他法令、条例又はこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。

(返還)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合又は事業実施の結果、補助金に残額が生じたときは補助金の一部又は全額の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

発注実績報告書

川崎市長 様

所在地 〒 _____

 企業・団体名 _____
 代表者 職名 _____
 氏名 _____ 印

年 月 日第 号で交付決定された事業について、社会福祉法人川崎いのちの電話運営育成費補助金交付要綱第5条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 発注実績 (別添とすることも可)

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。(単位：円)

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札(見積り)に係る理由書

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**(原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業)

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

- 1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

- 2. 発注先

- 3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

- 4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6) の理由を選択した場合、その事由内容

社会福祉法人川崎いのちの電話運営育成費補助金交付要綱第5条第4項に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登録簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____ 印

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（あて先）

社会福祉法人川崎いのちの電話

理事長 様

住 所

商号又は名称

（ふりがな）

代表者職氏名

印

資本金の額

円

職員総数

人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）